

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程

平成21年 3月 1日制定
平成27年10月 1日改訂

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が実施する研究において不正行為が発生した場合に適切に対応するため、調査及び処分の手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究」とは、センターが自ら実施する研究及びセンターが他の機関に委託する研究をいう。

- 2 研究費とは、国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人又はその機関から配分される公募型の競争的資金等を含むセンターにおいて実施する研究の財源として取り扱うすべての経費をいう。
- 3 配分機関とは、研究費の配分を行う機関をいう。

第3条 この規程において「不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用をいうものであり、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものはこれに含まない。

- 2 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 3 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- 4 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

(研究活動調査委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、センター内に研究活動調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

第5条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為に対する調査及び処分に関すること。
- (2) 不正行為の防止その他必要な措置に関すること。

第6条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事
- (2) 総務部長
- (3) 企画・連携推進部長
- (4) 電子有機素材研究所長、機械素材研究所長、食品開発研究所長
- (5) その他理事長が必要と認める者

第7条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長が指名し、副委員長は委員の互選により定める。

第8条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第9条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は調査委員会が定める。

(告発等の受付窓口)

第10条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口（以下「受付窓口」という。）は企画・連携推進部長とする。

- 2 受付窓口が不正に関与しているおそれのある場合は、理事を窓口とすることができる。

第11条 調査委員会は、設置する受付窓口について、その名称、連絡先、受付の方法等を定め、センター内外に周知させなければならない。

(不正行為に関する告発)

第12条 不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者は、書面、電子メール等を通じてその告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として名を明らかにすることとし、不正を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、調査委員会は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 告発の意思を明示しない相談については、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認する。
- 5 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、被告発者に警告を行う。
- 6 センター役職員が学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、本規程に準じた取扱いをすることができる。
- 7 センター役職員の不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、センターに告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 8 調査委員会は、調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする意志をいう。以下同じ。）に基づくと判明した場合は、懲戒処分、刑事告発があり得ることをセンター役職員に周知する。

（告発者及び被告発者の取扱い）

第13条 調査委員会は、告発を受け付ける場合、告発内容や告発者の秘密を守るよう取りはからう。

- 2 調査委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 センターは、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該者の了解は不要とする。

第14条 センターは、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって被告発者の全面的な研究活動を禁止しない。また、同様に被告発者に対し不利益となる取扱いを行わない。

- 2 センターは、単に告発したことを理由に告発者に対し不利益となる取扱いを行わない。

（予備調査）

第15条 第12条第2項又は第3項の告発があった場合には、受付窓口は関係する所長等と協力して速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査では、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又はセンターが定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
- 3 受付窓口は告発を受け付けた後、概ね30日以内に予備調査の結果を理事長に報告するとともに、結果の概要を告発者及び被告発者に通知しなければならない。
- 4 理事長は、予備調査結果の報告を受けた場合、速やかに配分機関及び関係省庁に報告しなければならない。
- 5 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び被告発者の求めに応じ開示する。

（本調査）

第16条 理事長は、前条の報告に基づき不正行為が存する疑いがある場合には、調査委員会を招集し、概ね30日以内に本調査を開始する。

- 2 委員が当該研究に係る者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。
- 3 本調査に当たっては、調査委員会の構成員の半数以上がセンター外部の有識者となるように、理事長が指名して加える。
- 4 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示す。これに対し、告発者及び被告発者は、あらかじめセンターが定めた期間内に異議申立てをすることができる。異

議申立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

- 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、研究費の不正使用の相当額等について調査する。調査の実施の際は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議を行う。
- 6 告発の受付から210日以内に調査報告書を作成し、理事長、配分機関及び関係省庁に報告する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、理事長及び配分機関に報告する。
- 7 調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、配分機関から求めがあった場合は、資料の提出又は閲覧、現地調査等に応じるものとする。

第17条 調査委員会は、必要に応じ告発者及び被告発者の出席を求め、当該研究について説明を受け、又は意見を聴取することができる。

- 2 被告発者は、告発内容を否認する場合、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを、科学的根拠を示して説明する責任を負う。
- 3 本調査の期間中、センターは告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

第18条 関係者は、調査委員会の調査に当たっては誠実に協力しなければならない。

第19条 本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

- 2 委員はこの規程に基づく調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(議決)

第20条 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かの議決を行う。

第21条 調査委員会は、不正行為が行われたと議決された場合には、その不正行為の態様に応じて処分等の議決を行う。

- 2 処分等には、研究結果の是正措置、研究費の一部又は全部の返還、懲戒、その他の措置が含まれる。
- 3 センター外部の資金により実施した研究に関して不正行為が行われたと議決された場合には、配分機関による措置等に従うものとする。

第22条 調査委員会は、不正行為が行われなかったと議決される場合であって、告発が悪意に基づくものと議決された場合は、告発者の氏名の公表、その他の措置の議決を行う。

第23条 委員長は、第20条又は第21条の議決を行ったときは、速やかに議決の結果及び調査の内容について理事長に報告する。

(認定)

第24条 理事長は、前条の報告に基づき、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して当該告発に係る研究について不正行為が行われたか否かを認定し、その結果を速やかに告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に通知する。

- 2 理事長は、不正行為が行われたと認定したとき又は悪意に基づく告発と認定したときは、それぞれ被告発者又は告発者の所属機関に通知するとともに、別に定めるところにより被告発者又は告発者に対して処分等を行う。

(不服申立て)

第25条 不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、認定があったことを知った日から15日以内に調査委員会に不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てがあったときは、関係者に通知するとともに配分機関及び関係省庁に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

第26条 調査委員会は、不服申立てがなされたときには、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

- 2 不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。

(再調査)

第27条 理事長は、調査委員会の議決結果又は調査内容に疑義が生じたときは、調査委員会に再調査を命じることができる。

第28条 調査委員会は、第25条の不服申立てにより再調査を行う場合には、申立者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出等の協力を求める。

- 2 調査委員会は、前項の申立者の協力が得られないと認めるときは、再調査を打ち切ることができる。
- 3 調査委員会は、概ね30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに理事長に報告する。理事長は、当該結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、不正行為が行われたと認定したとき又は悪意に基づく告発と認定したときは、それぞれ被告発者又は告発者の所属機関に通知する。加えて、理事長は、その事案に係る配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査の特例)

第29条 理事長は、当該調査が緊急を要し、かつ調査事例に基づいてその結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、調査委員会の調査を経ずに不正行為が行われたか否かを認定することができる。ただし、認定後速やかに、調査委員会にその結果を報告する。

(調査結果の公表及び措置)

第30条 理事長は、不正行為が行われたと認定したときは、速やかに不正行為に関与した者の氏名及び認定理由等の調査結果を公表し、本規程等に基づき適切な措置を講じるとともに不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。

- 2 理事長は、不正行為は行われなかったと認定したときは、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に周知する。なお、当該事案が第13条第3項の規定により公に説明がなされている場合は、調査関係者以外にも周知するとともに、被告発者の名誉回復措置及び不利益が生じないための必要な措置を講じる。
- 3 理事長は、告発が悪意に基づくものと認定したときは、告発者の氏名及び認定理由を公表し、本規程等に基づき適切な措置を講じる。

(センターからの委託研究に関する対応)

第31条 センターから他の研究機関への委託研究において不正行為が行われたと委託先研究機関が認定した場合、調査委員会は委託先の調査機関に対するヒアリング及び調査結果の精査等に基づき、不正行為に係る研究の打ち切り、研究費の一部又は全部の返還等必要な措置の議決を行い、速やかに理事長に報告する。

- 2 理事長は、調査委員会の報告に基づき被認定者に対する措置を決定し、措置の対象者及びその者が所属する機関等に通知するとともに、その内容を公表する。

(啓発活動)

第32条 調査委員会は、不正行為の予防のために研究者への倫理教育を含む啓発活動を行う。

(庶務)

第33条 調査委員会の庶務は企画・連携推進部企画室において処理する。

(補則)

第34条 この規程に定めのない事項については、その都度理事長が定める。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

鳥取県産業技術センターにおける研究費不正使用防止計画

平成21年 9月 8日制定

平成27年10月 1日改正

1 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
<p>明確化した競争的資金の責任者とその責任範囲・権限について、 ①人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。 ②時間の経過によりセンター内での認識が低下する。</p>	<p>①責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行う。 ②センターで定めた競争的資金の責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開し常にセンター内に周知する。</p>

2 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
<p>研究費の使用ルールとその運用が乖離する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職員、事務職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施しルールの運用実態の把握に努める。 ・使用ルールとその運用に乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じてルール変更等も含めた対策を講じる。
<p>使用ルールについて誤った運用が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールのマニュアル化により、適切な運用を促進する。 ・ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。
<p>コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。</p>	<p>コンプライアンス推進責任者は、関係者の意識向上等を目的とした説明会等を年1回以上実施する。実施後には、理解度の把握を行う。さらに、これらの内容を遵守する義務があることを理解し、意識の浸透を図るため、誓約書の提出を義務付ける。</p>

3 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
<p>予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。</p>	<p>予算科目別、科別の予算執行状況を毎月幹部会等に報告し、予算の執行状況を把握するとともに、計画との大幅な乖離等がある場合は是正を指導することにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。</p>
<p>カラ出張、旅行日程の水増し、日程のねつ造、航空券の不当取扱い等の不正が発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出張に関する出張何から旅費の精算までについて、庁内LAN上に構築した旅費システムにより処理する。 ・出張する職員に出張伺いを提出させ、命令権者が旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を精査して承認する。 ・命令による出張を完了した職員には出張復命書を提出させ、命令権者が出張何や他の提出資料等との関係を点検、確認する。 <p>なお、用務を達成したことを証明する資料等が添付されていない等の不備がある場合は承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不合理な出張計画を発見しやすくするため、職員の出張状況表を月別、個人別に作成する。

<p>臨時的任用職員及び非常勤職員の出勤簿等の改ざん、カラ雇用等が発生する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に設置した出勤簿に、出勤後直ちに出勤時間等を自書、押印するとともに、退庁時においても退庁時間を自書することとし、厳格なチェックを行う。 ・臨時職員を雇用する場合は、執務初日等に部局責任者等が辞令を交付することとし、本人確認及び勤務場所の確認を行う。 ・臨時職員の勤務実態を把握するため、総務部の担当者が不定期に臨時職員の執務場所に赴き、勤務確認を行う。
<p>会議費の支出において研究遂行に必要なでない飲食が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「食糧費執行基準」に基づき、食糧費事前伺を提出させ、当該支出の妥当性を事前にチェックする。 ・また、実施後速やかに会議等報告書を提出させる。 <p>なお、業者からの請求書等には飲食の内容等を明確に記載させることとする。</p>
<p>納品検査を行う職員の役割等が不明確となり納品の事実が確認できず、架空納品により業者への預け金が発生する。</p>	<p>整備した納品・検収体制に基づき、検収責任者等の職員を配置し、当該職員が検収を行う。</p> <p>なお、不正な取引に関与した業者に対しては、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱を準用し取引停止処分を行う。</p> <p>癒着防止を周知徹底するため、請書及び契約書に次に掲げる事項を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①センターの規程等を遵守し、不正な取引に関与しないこと ②内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること ③不正が認められた場合は、契約解除等の処分を講じられても異議がないこと ④センター職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること <p>※入札の公告等に当たり、あらかじめ同事項を記載する</p>
<p>内部監査において直接経費をその主な対象とせざるを得ないことから、間接経費の適切な使用が保てなくなる。</p>	<p>年1回以上、内部監査時に不正防止計画推進職員が間接経費の執行状況をチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接経費の不適切な使用がある場合は、国等の要領に基づいた使用を指導する。

4 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
<p>不正を発見した者が不利益を受けることを恐れて告発を躊躇する。</p>	<p>利害関係のない企画・連携推進部長を通報窓口としてい ることをホームページ等で公開する。</p>
<p>行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職員、行政職員を対象としたアンケート調査、ヒアリング等を年1回以上実施し行動規範やルールの理解度を把握する。 ・公的資金の採択に当たっては、説明会や研修会による周知活動等を強化する等の対策を講じる。 ・行動規範等をセンターホームページ等に掲示することにより、その浸透に努める。

5 モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
<p>国等財政支援機関の制度変更により、整備した公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。</p>	<p>企画・連携推進部において、管理・監査体制や不正防止計画の適格性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。</p>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター研究者等行動規範

平成21年9月 8日制定

平成27年10月1日改訂

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、本センターの学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、センターにおいて研究活動に関わる職員（以下「研究者等」という。）に対し、研究を遂行する上で求められる行動規範を「科学者の行動規範」（平成25年日本学術会議改訂）に準拠してここに定める。

I. 研究者等の責務

（研究者等の基本的責任）

- 1 研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者等の姿勢）

- 2 研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者等）

- 3 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者等は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者等は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（科学研究の利用の両義性）

- 6 研究者等は、自らの研究の成果が、研究者等自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 公正な研究

(研究活動)

- 7 研究者等は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者等は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者等コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に継続的に取り組む。ならびに倫理規範を修得等させるため、研究倫理教育責任者（研究費の運営及び管理に関する取扱規程に定めるコンプライアンス推進責任者）は研究者等に対し研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 9 研究者等は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 10 研究者等は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者等コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者等相互の評価に積極的に参加する。

III. 社会の中の科学

(社会との対話)

- 11 研究者等は、社会と研究者等コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者等の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 12 研究者等は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者等の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

- 13 研究者等は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者等コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV. 法令の遵守など

(法令の遵守)

- 14 研究者等は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 15 研究者等は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 16 研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(その他センター職員への準用)

- 17 センターにおいて研究活動に関わらない職員においても、本規範に準じて本センターの学術研究の信頼性及び公平性を損なわない行動を取るよう努めること。

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究費の運営及び管理に関する 取扱規程

平成21年 4月 1日制定

平成27年10月 1日改訂

(目的)

第1条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）に所属する役職員が、研究費に関し、適正な運営・管理を行うため必要な取扱いを定めることを目的とする。

(責任体系)

第2条 研究費の運営・管理を適正に行うための責任と権限は次のとおりとし、これを内外に公表する。

- (1) 研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
 - (2) 研究費の運営・管理について最高管理責任者を補佐し、センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、理事をもって充てる。
 - (3) 研究費の運営・管理について各研究所等における実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、部長及び所長をもって充てる。
- 2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮するものとする。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを実施するものとする。
- (1) 自己の管理監督又は指導する各研究所等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、各研究所等内の研究費の運営・管理に関わる全てのセンター役職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 自己の管理監督又は指導する各研究所等において、センター役職員が、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究費に関する相談窓口)

第3条 センター内外からの相談窓口は、次のとおりとする。

- (1) 研究費の制度、申請等に関すること。 企画・連携推進部企画室
- (2) 研究費の事務処理に関すること。
 - ア 外部機関との委託・受託事務に関すること。 企画・連携推進部企画室
 - イ 各経費の予算に関すること。 総務部総務室、企画・連携推進部企画室
 - ウ 具体的な会計事務処理に関すること。 総務部総務室

(不正防止計画の策定・実施)

第4条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途策定することとする。

- 2 前項の不正防止計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 研究費の適正な執行管理に関する事項
 - (2) 監査体制に関する事項

- (3) 研究員等の意識向上に関する事項
- (4) 不正取引に関与した業者への処分に関する事項
- (5) その他不正防止に必要な事項

3 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるため、最高管理責任者の指揮の下に不正防止計画推進担当を置き、総務部長をもって充てる。

(研究費の不正行為に関する対応)

第5条 「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程」(平成21年3月1日制定。)に準じて対応する。

(内部監査体制)

第6条 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター会計規程第52条の規定に基づき内部監査を命令された職員(以下「検査職員」という。)は、研究費の適正な運営・管理のため、不正防止計画推進担当と連携して内部監査を実施する。

2 検査職員は必要に応じて、監事と協力し、効果的・効率的かつ多角的な監査を実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。